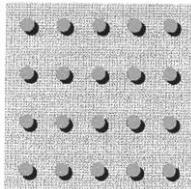


発行日2017/7/15
発行人 吉澤淳一
我孫子市つくし野 6-3-7
Tel 04-7184-2856
編集人 吉澤淳一



我孫子の景観を育てる会

景観あべー

ホームページに掲載されています。
<http://www.geocities.jp/abikokeikan/index.html>

我孫子景観基礎研究 その2：2020年向けた手賀沼の“景観ビジョン”－5

建築家・工学博士 野口 修(会員)

2-5.我孫子ゴルフ倶楽部／市民の森

我孫子ゴルフ倶楽部の12・13番ホールに隣接して「岡発戸市民の森」がある。

初めて足を踏み入れたのは、ゴルフ場の改修工事が進む2012年初夏のこと、当時は樹木が密集し、ヤブ蚊が飛び交う暗い森という印象だった。

改修工事後は、ゴルフ場の景観とつながる作業が進んだ。「市民の森」の密集した樹木は間引きされ、ゴルフ場を囲うコンクリート塀の一部がシースルーネの鋼製フェンスに差し替えられた。

先日、久しぶりに覗いてみたが、鋼製フェンスに替わった部分は、ゴルフ場の景観と馴染んで明るい森林空間となっていた。

「岡発戸市民の森」のような公共の緑地は、国が決定した大綱に従って地方公共団体が具体化する。そして、この法的基盤となる都市緑地法と都市公園法の内、「市民の森」にも係わる都市緑地法では、緑化対策について2つの方向性が示されている。

ひとつは“緑地の創出”で、地域ごとに緑化割合を指定したり、屋根や壁面の緑化に助成金や法的な優遇措置を与えることで、新しく開発される土地や

建築の緑化を促進する方向性である。もうひとつは“緑地の保全”で、例えば、私有地を「市民の森」として公開する代わりに、地方公共団体が管理を請負うなど、制度を設けて緑地を守る方向性である。

こうして確保された緑地は、国土交通省の大綱では“社会資本”と位置付けられ、都市緑地法の総則では“良好な都市環境の形成”と“健康で文化的な都市生活の確保に寄与する”と説明されている。

しかしながら、こうした理想的な緑地を実現するには、単なる公共投資や制度設計だけでなく、市民参加型の保全活動や利活用計画など、緑地を持続的に運用するソフト面の充実が必要となる。

例えば、ゴルフ場との境界フェンスを「緑のトンネル」としたり、訪問者をもてなす茶屋を整備するなど・・・。

「岡発戸市民の森」には、我孫子ゴルフ倶楽部と隣合う利点を活かし、自立した景観・観光拠点となって欲しい。何故なら、我孫子流のまちづくりとは、こうした手賀沼流域の拠点を掘り起こし、他の拠点とつなぐ作業の積み重ねと考えるからである。

■岡発戸市民の森から見た我孫子ゴルフ倶楽部の景観変化(2012年～2016年)

約4年でコンクリート塀は鋼製フェンスに変わり、ゴルフ場との景観的一体感が生まれた。



2012年6月撮影 → 2016年8月撮影

■岡発戸市民の森“景観ミュージアム”化計画(第一案 2012年・第二案 2014年)

市民の森と“我孫子ゴルフ倶楽部”的景観をつなぐ提案は何度か行っており、2014年には、本会名義で我孫子市に提案することもした。

右図は、境界を「緑のトンネル」でつなぐ案。トンネル内には案内板や景観鑑賞用のベンチが置かれる。散策しながらゴルフ場の景観が楽しめる半屋外の“景観ミュージアム”を考えた。



※トンネルの隙間から一年を通してゴルフ場の景観が楽しめる。

図：「緑のトンネル」案／部分模型／内外観スケッチ（筆者作成）